

業務指示書

インドネシア国地熱開発における中長期的な促進制度設計支援プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年7月31日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年8月6日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。 |

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地熱開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地熱開発政策・計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地熱開発に係る計画策定
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 試掘ファンド運営】

- 1) 類似業務の経験：政府系ファンドの制度設計
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地熱資源評価】

- 1) 類似業務の経験：地熱資源の評価分析
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年8月15日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
- なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(IDR1 = 0.00845 円 , US\$1 = 103.41 円 , EUR1 = 138.49 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
- なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： 8月28日(木) 午後
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 本部 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地熱開発政策・計画
試掘ファンド運営
地熱資源評価

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

56.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年9月8日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
インドネシア国地熱開発における中長期的な促進制度設計支援プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/地熱開発政策・計画	(24.00)	()
ア) 類似業務の経験	9.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	2.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 試掘ファンド運営	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 地熱資源評価	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

(1) インドネシア国における地熱セクターの現状と課題

インドネシアは世界有数の地熱発電の開発ポテンシャルを有する中、インドネシア国政府は民間の独立系発電事業者（Independent Power Producer。以下、IPP）による地熱開発を促進すべく様々な施策を講じてきたが、試掘等事業のリスクとリターン mismatches から、これまでのところ期待された進展が見られていない。これに対し、同国政府は試掘リスクの負担軽減を目的として、同国財務省の傘下に試掘資金拠出のための「地熱発電試掘ファンド」（以下、試掘ファンド）を設立した。

この試掘ファンドの活用促進のため、JICAは技術協力プロジェクト「PPP ネットワーク機能強化プロジェクト」（2011年～2014年）の中で、同ファンドの標準業務手順（Standard Operation Procedure。以下、SOP）作成支援してきており、今後はパイロットプロジェクト実施を通じ、試掘関連業者の調達手続きや試掘活動のモニタリング等の作業を行う予定であるが、試掘ファンド担当者にその経験や能力が不足している。また、同ファンドによる試掘活動や試掘後の入札を成功に導くためには、インドネシア政府の技術者の試掘前の地表探査の精度や、試掘井掘削に係る知識・技術、試掘結果に基づく資源量評価に関する能力向上が求められている。

加えて、民間による地熱開発の促進やインドネシアにおける地熱利用の拡大のためには、地熱開発政策担当者の中長期的な視点での立案能力向上が求められている。

(2) インドネシア国における地熱セクターの開発政策と本プロジェクトの位置づけ

地熱発電の効果的な活用を促進すべく、インドネシア政府は2003年に地熱法を制定し、民間開発業者による開発を主体とする制度を設立した。また、2004～2005年には、2025年までに地熱発電による発電設備容量を9,500MWまで増加させることを目標とした地熱ロードマップを作成した。さらに、2010年には第2次クラッシュプログラム（インドネシア政府が定める10,000MWの早期電源開発計画（うち、約4,700MWの地熱開発を含む）の一環として2014年までに開発を行う地熱発電事業を選定しており、そのうちの半分以上をIPPにより対応するとしている。2014年1月に策定された「国家エネルギー政策（National Energy Policy：以下 KEN）」においても、新・再生可能エネルギーの活用を促進する方針が示されているほか、地熱エネルギー活用の持続可能性の確保、事業権保有者と投資家の適切なリスク分担の実現、地熱資源探査及び発電の関連産業の能力の強化が重点分野として明記されている。本プロジェクトでは、試掘ファンドの運用支援、地熱開発政策立案支援、試掘井掘削に関する能力向上を図ることにより、制度及び技術の両側面からIPPによる地熱開発を促進することを目的とするものである。

(3) 地熱セクターに対する我が国の援助方針

2012年4月に策定された我が国政府の「対インドネシア共和国国別援助方針」の協力プログラム「首都圏への電力安定供給プログラム」、「地方開発・拠点都市件整備プログラム」、「気候変動対策プログラム」のもとで、地熱開発を位置づけており、本プロジェクトはこれらの方針に合致する。

なお、本プロジェクトは、JICAが2014年6月23日にエネルギー・鉱物資源省新・再

生可能エネルギー及び省エネルギー総局（以下、EBTKE）、財務省財政政策庁（以下、FPA）、エネルギー鉱物資源省地質庁（以下、GA）と締結した Umbrella Record of Discussions（以下、U-R/D）及び Record of Discussions（以下、R/D）に基づいて実施される。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

地熱開発における中長期的な促進制度設計支援プロジェクト

(2) 上位目標

民間による地熱開発スキームにより、中・長期的な地熱開発が促進される。

(3) プロジェクト目標

民間による参入が可能な地熱開発スキームが実証される。

(4) 期待される成果

成果1：地熱関連政策の見直しが行われる。

成果2：試掘ファンドが持続的に運営される体制が整備される。

成果3：地表探査と試掘井調査（ターゲティング、坑井掘削、坑井検層、坑井試験）のデータを用いた地熱資源探査能力が向上する。

(5) 活動の概要

【活動1：地中データの有効活用や地熱利用策などの地熱開発促進に係る能力向上を図る】

- 1) 地熱開発目標の分析と提案を行う
- 2) 地熱開発事業に係るコスト構造分析能力の強化を図る
- 3) 地熱発電事業の入札プロセスのレビューを行う
- 4) 地熱の直接利用に係る政策を提案する
- 5) 地熱を利用した工業団地に係る調査を実施する
- 6) 小規模地熱発電の活用の検討及び便益分析を行う

【活動2：試掘ファンドの運用能力の強化を図る】

- 1) 試掘井掘削の準備作業の支援を行う
- 2) 詳細調査及び試掘井掘削の支援を行う
- 3) ファンドのコスト回収管理の支援を行う

【活動3：地熱資源探査能力の向上を図る】

- 1) 地熱資源の特徴とポテンシャル、環境保全、そしてプロジェクトの経済性を考慮し、地熱資源探査計画を立案する
- 2) 地熱資源調査（地表探査）を実施する
- 3) 試掘井調査（ターゲティング、掘削、検層、検査）を行う
- 4) 統合的な解釈、モデリング、地熱資源ポテンシャル評価を行う
- 5) 試掘井の維持管理及び技術的モニタリングを行う
- 6) 地熱開発に係るデータベースの改善を行う
- 7) 知識共有のためのワークショップを開催する

(6) 対象地域 インドネシア国全土

(7) 関係官庁・機関（以下、実施機関）

【活動1】 EBTKE

【活動2】 FPA、インドネシア投資庁（以下、PIP）

【活動3】 GA

なお、上記の全関係者を含めた合同調整会議（Joint Coordination Meeting：JCM）を年1回程度開催予定。また、活動1の関係者を対象とした合同調整委員会1（Joint Coordination Committee1、JCC1）及び活動2及び3の関係者を対象とした合同調整委員会2（Joint Coordination Committee1、JCC2）をそれぞれ年1回程度開催予定。

3. 業務の目的

「地熱開発における中長期的な促進制度設計支援プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るU-R/D及びR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2014年6月23日にEBTKE、FPA、GAと締結したU-R/D及びR/Dに基づいて実施される「地熱開発における中長期的な促進制度設計支援プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) IPP入札の政策・制度に係る省庁間調整

インドネシア国のIPP地熱開発における事業者入札に係る政策・制度は、EBTKEが定めているが、1.(1)に記載の通り、試掘実施前の不十分な地熱資源量情報のみに基づいてIPP入札が行われているため、IPPが負う事業リスクが大きいものとなっている。他方で、試掘ファンドを担当するFPA及びPIPは、試掘を行った後に入札を行うことによりIPPの事業リスクを軽減できると考えており、上述のEBTKEの政策と異なる見解を有している。本プロジェクトでは、EBTKE・FPAの双方を支援することで、両者との密なコミュニケーションを通じ、それぞれの意見について十分に確認、調整を行い、最終的に民間の投資家が参入しやすい入札制度を整えることを目指すものとする。

(2) 試掘ファンド活用に係るインドネシア国の実施体制への組み込み

試掘ファンドを活用した試掘活動については、GA及びPIPによって実施される予定となっており、これらの組織を中心としたJoint Committeeが形成される見込み。本プロジェクトにおいて実施する「試掘ファンドの運用能力強化」については、パイロットプロジェクトの選定や試掘業者の入札過程において、同Joint Committeeの活動方針と有機的に連動するよう十分なコミュニケーションを図ることとする。

(3) 省庁を跨る効率的な業務遂行

本プロジェクトは、EBTKE、FPA/PIP、GAを対象とした3つの活動から成り立っている。他方で、各活動で求められる政策・制度に係る知見、地熱開発の技術的知見には

共通するものも存在する（例えば、地熱資源評価の担当者は FPA/PIP と GA へ、調達・入札の担当者は EBTKE と FPA/PIP 向けの業務が想定される）。については、本業務の人員配置や活動スケジュールを検討する際には、各コンサルタントの業務を一つの活動に固執させる必要はなく、3つの活動に対して極力効率的な計画を立てることとする。

（4）プロジェクトの柔軟性の確保

本プロジェクトでは、実施機関のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、本業務のコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方実施機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

6. 業務の内容

（1）ワークプラン（案）の作成及び協議

本プロジェクト開始に際し、日本国内で入手可能な資料・情報等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等（実施機関への具体的な支援方法を含む）を作成し、これらをワークプラン（案）に取りまとめる。また、このワークプラン（案）に関して、JICA と協議し、コメントを踏まえ必要に応じ修正する。

（2）ワークプランの合意

ワークプラン（案）を基に実施機関及びその他関係機関と協議、意見交換し、合意する。

（3）活動 1：地中データの集積や地熱利用策などの地熱開発促進に係る EBTKE の能力向上を行う。

以下の活動を想定。ただし、各活動の優先順位付け、スケジュール、支援内容詳細については、本業務開始後に、本業務の人員計画を踏まえつつ、EBTKE 及び JICA と協議して固めることとする。

- 地熱開発目標の分析と提案：現行の地熱開発マスタープラン（2007 年に JICA が作成支援）の現時点での達成状況とレビューを行う。同レビュー、最新の地中データ、2014 年に交付された国家エネルギー政策に基づき、地熱開発に係る目標及び詳細計画の更新を提案する。
- 地熱開発事業に係るコスト構造分析：現行のコスト積算手法と買取価格のレビューを行った上で、地熱発電の主要な特徴（生産性と地熱発電流体の物理・化学特性、開発サイトの立地条件など）を踏まえて、地熱発電に係るコスト構造を分析する。なお同分析には、地中データの分析により火山性・非火山性の地熱発電のコスト構造の比較、及び、試掘から発電に至るまでのプロジェクトライフサイクルを踏まえたコスト構造の分析を含めることとする。これらの分析を踏まえて、地中データを活用した最適なコスト積算に係るガイドラインをドラフトする。
- 地熱発電事業の入札プロセスのレビュー：他の関連法令との整合性を含め、現

行の入札プロセスのレビューを行った上で、入札プロセスの改善についての提言を検討する。これら検討結果を踏まえて、パイロット事業を対象として、地質・物理探査・地化学のそれぞれの観点から地表及び地中データの分析を行った上で、EBTKE や地方政府が実施する入札書類の作成及び評価を支援する。

- 地熱の直接利用に係る政策提案：系統利用以外の地熱利用の多様化推進のため、地熱の直接利用（非商用井戸の活用方法や農業や観光利用等）に係る他国事例を分析するとともに、地熱の直接利用に係るコスト構造分析を行う。同分析結果及び関連法制を踏まえて、インドネシア国に適した地熱直接利用メカニズム、及び、地熱直接利用の促進策を提案する。
- 工業団地における地熱のカスケード利用に係る分析：他国事例を分析するとともに、開発に係る費用分析を行う。同分析結果を踏まえて、インドネシア国に適した地熱利用工業団地の開発手法、対象地選定方法等を提案する。
- 小規模地熱発電事業に係る助言：EBTKE が実施する東部インドネシアでの小規模地熱発電パイロット事業について、地質・物理探査・地化学・地熱資源ポテンシャル等の技術的観点や経済性（便益分析）の観点から助言を行う。

(4) 活動2：PIP の試掘ファンドの運用能力の強化を図る。

第1年次は、試掘ファンドを活用した試掘井掘削のための準備作業の支援を行う。具体的な活動は以下を想定。

- 試掘ファンドの活動のうち、地熱開発権（IUP）保有者の試掘活動に対する融資（IUPホルダー向けスキーム）について、以下の作業を実施する。
 - 標準手順書（SOP）の見直しを行う。
 - IUPホルダー向けスキームのパイロットプロジェクトにおける地中データの認証作業（Independent Certification）を実施する。また、同パイロットプロジェクト以降のIUPホルダー向けスキーム対象の案件では、PIPが独自に地中データの認証作業を行う業者（Independent Certifier）を雇用予定であるが、その調達手続き（1案件程度）を支援する。
- 試掘ファンドの活動のうち、地方政府のための試掘井掘削、地中データの提供（地方政府向けスキーム）について、以下の作業を実施する。
 - 地方政府向けスキームのSOPを作成する。
 - 試掘に係るコンサルタントとコントラクターに関する情報収集及びマーケットアセスメントを実施する。
 - 試掘井掘削に係る共同委員会（Joint Committee：エネルギー・鉱物資源省地質庁地下資源局（CGR）及びPIPで構成される）の立ち上げ支援等を行う。
 - 試掘対象となるパイロットプロジェクトの選定やファンド活用に係る申請などのパイロットプロジェクト形成プロセスを支援する。
 - インドネシアの法制度を踏まえ、パイロットプロジェクトに係る試掘コンサルタントの調達プロセスを支援する。
 - パイロットプロジェクトに係る試掘プロジェクト管理チーム（Project Advisor）及びプロジェクト現場指導チーム（Field Supervisor）の調達支援を行う。
 - パイロットプロジェクトに係る試掘コントラクター（IPM（Integrated Project Management）、詳細地質調査、土木など）の調達支援を行う。

- これらの調達完了後、試掘井のターゲッティング、土木工事、試掘の実施等に係る助言を行う。試掘完了後、地熱資源評価、及び、貯留層シミュレーション等の分析を行い、同分析で得られた結果（地中データ等）を IPP 入札書類の素案としてまとめる。
 - 試掘井掘削の各段階における次段階へ進むための評価手法を開発する。
 - 試掘ファンドの管理ガイドライン、及び、総合的なリスク管理ガイドラインを整備する。
 - GA や地方政府などの他のステークホルダーと調整し、パイロットプロジェクトに係る用地取得や他の許可取得に関するボトルネックを解消する。
 - プロジェクトで作成した SOP やガイドラインに係る PIP 職員の理解向上を図る。
 - パイロット事業における試掘結果等を踏まえて、試掘ファンドのコスト回収方針作成及びコスト回収管理の支援を行う。
- (5) 活動3：GA の地熱資源探査能力の向上を図る。
以下の活動を実施する。なお、これらの能力向上支援は、活動2の試掘ファンドによる試掘井掘削について、GA から PIP に技術的助言を行う際に活かされる事を想定。
- 地熱資源の特徴とポテンシャル、プロジェクトの経済性等を考慮し、CGR による地熱資源探査計画の立案を支援する。
 - CGR が実施する地熱資源調査（地表探査）において、地質・物理探査・地化学等の観点で技術的助言を行う。
 - CGR による試掘井調査（ターゲッティング、掘削、検層、検査）において、地質・物理探査・地化学等の観点で技術的助言を行う。
 - CGR が実施する統合的な解釈、モデリング、地熱資源ポテンシャル評価を支援する。
 - CGR の地熱開発に係るデータベースの改善支援を行う。
 - CGR が実施する試掘井の維持管理及び技術的モニタリングを支援する。
- (6) 研修の実施
- プロジェクトの活動を通じ、地熱開発に係るインドネシア国政府関係者の能力向上のニーズを発掘し、同ニーズに沿った研修案（研修内容や受入先、候補者を含む）を JICA に提案する。
 - JICA が決定した研修内容に添って JICA と調整の上、研修を実施する（10 名、1 週間程度を想定）。研修に係る諸経費については、本業務実施契約に含めること。詳細については、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」（下記 URL）参照。
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>
- (7) 情報共有、技術移転、意思決定のための会議の開催
多様な関係者とプロジェクトの進捗に係る情報を共有し、プロジェクトによる技術移転のため、関係者間会議の定期的な開催（全年次を通じて 12 回程度を想定）を補佐（資料（英文）準備、会場手配等）する。
※なお、これら会議開催（いずれの会議も参加者は政府職員 30～50 名程度を想

定)に係る経費(会場借り上げ費と資料準備費)については、本見積に含めること。ただし、会議費(飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと)の計上は認めません。

(8) 供与機材調達

本プロジェクトでは以下のような機材供与を予定しており、JICAが購入(日本国内での調達)及び輸送業務を実施する予定。

- 圧力・温度計測機
- 岩石年代測定器

供与機材の内容については、最終的にはプロジェクト開始時点で先方との協議を通して確定されるが、確定後に、①機材名、②必要数、③仕様、④必要銘柄、⑤現地調達の可否、⑥見積価格、⑦必要と判断される理由、⑧用途、⑨投入時期、⑩その他を提出し、JICAが実施する購入・輸送業務を支援する。なお、最終的に調達が必要と判断される機材については、ワークプランもしくは業務進捗報告書に上記①～⑩を記載する。

(9) 業務進捗報告書、業務完了報告書の作成

活動状況を取りまとめ、中間段階で業務進捗報告書1、2及び3として取りまとめる。終了時点において、契約全期間の活動状況を取りまとめ、業務完了報告書として取りまとめる。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約は年次を2つに分けることを想定しており、各年次における成果品は、業務進捗報告書1、2、3、業務完了報告書とし、(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

	レポート名	提出時期	部数
第1年次	業務計画書1 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内 (2014年9月)	和文：3部 CD-R：1枚
	ワーク・プラン	業務開始から約2ヵ月後 2014年11月	英文：9部 CD-R：6枚
	業務進捗報告書1	2015年9月	和文：3部 英文：9部 CD-R：和文3枚、英文6枚
	業務進捗報告書2	2016年9月	和文：3部 英文：9部 CD-R：和文3枚、英文6枚

第2年次	業務計画書2 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内 (2016年9月)	和文：3部 CD-R：1枚
	業務進捗報告書3	2017年9月	和文：3部 英文：9部 CD-R：和文3枚、英文6枚
	業務完了報告書	2018年9月	和文：3部 英文：9部 CD-R：和文3枚、英文6枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 業務実施の基本方針
- c) 業務実施の具体的方法
- d) 業務実施体制（Joint Committeeの体制等を含む）
- e) 業務フローチャート
- f) 要員計画
- g) 先方実施機関便宜供与負担事項
- h) その他必要事項

イ) 業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）
- g) その他必要事項

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦Joint Coordination Meeting及びJoint Coordination Committee議事録等

⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみに記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次の業務進捗報告書 1、2 及び 3 / 完了報告書に添付して提出することとする。

【活動 1】

<第 1 年次>

- ア 地熱開発計画レビュー結果
- イ 地熱発電に係るコスト構造分析結果
- ウ 地熱の直接利用に係る提案書
- エ 地熱を利用した工業団地に係る提案書
- オ 小規模地熱発電の活用に係る助言内容

<第 2 年次>

- カ 地熱発電事業の入札プロセスのレビュー結果

【活動 2】

<第 1 年次>

- キ IUP ホルダー向けスキームの SOP レビュー結果
- ク 地方政府向けスキームの SOP
- ケ プロジェクト管理チーム (Project Advisor) 及びプロジェクト現場指導チーム (Field Supervisor)、コントラクター (詳細調査、土木、IPM (Integrated Project Management) など) の入札書類
- コ 試掘井掘削における段階ごとの評価クライテリア
- サ 総合的な地熱開発リスク管理ガイドライン

<第 2 年次>

- シ 試掘ファンド管理ガイドライン
- ス IPP 入札書類の素案

【活動 3】

<第 1 年次>

- セ GA の地熱資源探査計画ドラフト
- ソ 地熱資源調査 (地表探査) 結果

<第 2 年次>

- タ 試掘井調査結果
- チ 地熱開発に係るデータベース改善内容

【各活動 / 各年次共通】

ツ 関係者間会議 (JCM、JCC1、JCC2 及び各種ワークショップ等) における発表資料

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したも

のについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

以下の2つの期間に分けて業務を実施することを想定するが、業務内容を考慮の上、第1年次の終了時期及び第2年次の開始時期については、適切な時期をプロポーザルにて提案することを可とする。

- (1) 第1年次：2014年9月下旬～2016年9月上旬
- (2) 第2年次：2016年9月下旬～2018年9月上旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

約 150M/M

なお、内訳は以下を目処とする。

活動1：31M/M

活動2：49M/M

活動3：70M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当するコンサルタント配置を想定するが、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。

- ア 総括／地熱開発政策・計画（格付：2号）
- イ 財務・地熱コスト構造分析／PPP
- ウ 地熱開発リスク分析
- エ 試掘ファンド運営（格付：2号）
- オ 地質
- カ 物理探査
- キ 地化学
- ク 地熱資源評価（格付：3号）
- ケ 掘削
- コ 調達・入札支援／入札制度分析
- サ 地熱資源開発／業務調整

なお、各活動における上記分野の必要性は以下を想定するが、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。

- 活動1：ア、イ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ
- 活動2：ア、イ、ウ、エ、ク、コ、サ
- 活動3：ア、オ、カ、キ、ク、ケ、サ

3. 対象国の便宜供与

- カウンターパートの配置
各機関で2～3名程度（EBTKE（総局長、地熱局長）、MOF（財政政策庁長官、財政リスク管理ユニット長、PIP長官）、GA（長官、CGR所長、CGR協力課課長）等）

- ・ オフィススペース
GAの庁舎もしくは関連施設内に事務所スペースが提供される予定。その他、プロジェクト実施に当たって、各実施機関から一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 配布資料／参考資料

【配布資料】

- ・ 「地熱開発における中長期的な促進制度設計支援プロジェクト」に係る U-R/D 及び R/D
- ・ 最新版業務計画 (R/D 締結後に業務計画に修正が入ったため、業務スケジュールについては R/D の別添 (AnnexII) である Plan of Operation ではなく、本最新版業務計画を参照するものとする。)
- ・ Study on Promotion Policies for Geothermal Power Development by Independent Power Producers

【参考資料】

- ・ インドネシア国 地熱発電開発マスタープラン調査ファイナルレポート
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=2&method=detail&bibId=0000172918>
- ・ インドネシア国 地熱開発技術力向上支援プロジェクト終了時評価調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000013980>

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 部分払

本業務においては、第1年次及び第2年次の契約期間がそれぞれ24ヶ月の長期に及ぶため、業務進捗報告書1及び3を中間成果品として、部分払を認めることとする。